

Title	モハメド・ベヌーナ著 『開発の国際法 - 第三世界と国際法の評価 - 』
Sub Title	Mohamed Bennouna, Droit International du Développement (Tiers Monde et Interpellation du Droit International)
Author	高島, 忠義(Takshima, Tadayoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.3 (1986. 3) ,p.103- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860328-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860328-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Mohamed Bennouna,

*Droit International du Développement*

(*Tiers Monde et Interpellation du Droit International*), Paris, Berger-Levrault, 1983, 335 pp.

モハメド・ベヌーナ 著

『開発の国際法——第三世界と国際法の評価——』

先進国と開発途上国との間の著しい開発格差から生じたいわゆる南北問題が、特に一九六〇年代初めから、国際社会における重要な問題として次第にクローズ・アップされるようになった。しかし、伝統的国際法における形式的な主権平等原則とか抽象的、画一的な「国家」という従来の概念装置をもってしては、南北問題を国際法上の問題として十分に把握することができない。そこで、開発の不等等という国際社会の現実に対する国際法の適応の問題が惹起される。本書の表題である「開発の国際法 *Droit International du Développement* II D I D」とは、まず開発の不等等を国際法上の問題として認識した上で、社会連帯に基づき、かかる不等等の是正策を提示しようとするものである。

著者は、一九四三年にモロッコのマラケシュで生まれ、現存同国にあるラバト大学の法学部教授である。著者は、第三次国連海洋法会議においてモロッコの代表団の一員として活躍し、近年は深海底などの海洋法に関する論文をいくつ公开发表している<sup>(1)</sup>。

さて、フランス国際法学会は、一九七三年に「開発途上国と国際法の変容」という統一テーマを取り上げるなど、自国とアフリカ諸国との歴史的関係も考慮してか、開発問題に積極的に取り組んでいる。その成果として、フローリア・M. Flory 及びヘン・A. Pellet による「D I D」と題した著書が、それぞれ一九七〇年代後半に Presses Universitaires de France を通じて刊行されている。また、ティーン・N. Q. Dinh、ティエリー・H. Thiery などの、フランスの比較的新しい国際法の教科書の中には、D I D の概念が取り入れられている。以上から、フランスでは、D I D の概念がかなり一般化していると言えよう。

しかし、著者の指摘するように、第三世界の国際法学者は、これまで一般に当該概念の使用を躊躇していた。従って、第三世界に所属する著者が、その著書の表題に D I D を使用したと自体すでに革新であると評する人さえいる。その意味で、本書は、第三世界の国際法学者がフランスで一般化している D I D の概念をどのように理解しているかを知る上で有用であると思われる。

序論「国際法の変容と開発」においては、まず、DIDの概念を初めて提起したフィリップ A. Philip 及びヴィラリ M. Virally の各論文(一九六五年)が紹介され、さらに英米と第三世界の国際法学者がDIDよりも新国際経済秩序の用語を好む傾向とその理由が示されている。I「第三世界と国際法」では、第三世界の内部的異質性と対外的連帯性が説明されるとともに、第三世界による民族自決権の要求とその実定法化の過程が分析されている。II「国家の開発の不等等」では、development の概念定義が行われている。著者は、「開発(または発展)」が、経済的、量的次元だけでなく、精神的(文化的、質的次元をも含む多元的概念であり、経済成長と同義ではないこと、従って、外国の資本と技術に依存した外発の開発ではなく、途上国自身の固有の文化を重視した内発の開発 *development endogène* が必要であると述べている。III「国際法の評価」では、DID と国際経済法との相違点が明らかにされるとともに、国際的な規範と制度が、低開発状態から離脱し且つその主権を強化しようとする第三世界の努力にどの程度貢献するのかあるいはその障碍になるのか、という問題を客観的に検討する必要性が指摘されている。IV「発展の権利 *droit au développement*」とは、開発と人権を連繫し、国際レベルだけでなく国内レベルでも開発の不等等を減少させることを目的とした概念である。当該概念を初めて提唱したケバ・ムバイエ Keba M'Baye の「人権としての発展の権利」と題した講演に始まり、発展の権利を国際

社会の連帯に基づいた「第三世代の人権」の中に位置付けたヴァサク K. Vasak の論文、国連人権委員会の作業、さらにハーグ国際法アカデミーと国連大学の共催によるシンポジウム(一九七九年)が順次紹介されている。また、発展の権利の意義と問題点についても検討が行われている。V「国際法の分析方法の刷新」では、方法論のイデオロギー的非中立性が明らかにされるとともに、実証主義が、法主体性とか法源論に見られるように過度の形式主義に陥っており、そのために非現実的であることが指摘されている。著者は、国際的現実に適した分析方法として、弁証法的分析方法(法的相対主義)と機能主義的分析方法の長所と短所をそれぞれ検討したのち、両者を折衷した方法が適当であると結論している。

第一章「新国際経済秩序NOEI」においては、新秩序の要求が、現在では経済だけでなく、情報、文化ならびに教育にまで拡大していることが最初に説明されている。I「NOEIの起源」とII「NOEIの起草枠組」では、当該概念が一九七〇年代初めから国際舞台に登場し、その後国際組織の決議等を通じて次第に凝固していく過程が詳述されている。その中で、NOEIの基本枠組が示され、また南北問題に対するアメリカとフランスの対応の違いも鮮明に描かれている。III「NOEIのための包括交渉 *Negotiations Globales*」NGの対象」では、開発途上国、特に産油国グループによる開発問題全般の包括的解決の要求が示されている。そして、第六回非同盟諸国首脳会議

(一九七九年)により提案されたNGの準備作業が、国連総会及び国連の枠外でのカンクン南北サミット(一九八一年)においてあまり進展しなかったことが明らかにされている。著者は、その理由として、NG会議の権限——集権的又は分権的——及び議題の選定をめぐる南北の対立を指摘している。

第二章「DIDの行為主体」においては、国家、国際制度及び多国籍企業について記述されている。I「国家のカテゴリ」では、国連貿易開発会議における政治・地理学的分類に従って、北の先進国(ソ連・東欧社会主義諸国を含む)と、受益側たる南の開発途上国に分類されている。また、後者の特別カテゴリとして、後発開発途上国と内陸、島嶼開発途上国の概念が導入されている。II「国際開発制度」では、開発問題に対する既存の国連制度の適応と、新設の国際開発協力制度について記述されている。前者については、経済社会理事会の地位の向上、安全保障理事会における拒否権、国際通貨基金と世界銀行における加重票制度の問題が検討されている。後者については、国際農業開発基金と一次産品共通基金が、国家グループ間に票を平等に配分することにより加重票制度を緩和し、また新海洋法条約における国際海底機構が同制度の採用を拒否した事実が紹介されている。III「多国籍企業STN」では、制限的商慣行、税法の不十分な適用、受入国の政治問題への介入など、STNの問題点と、STNの活動の国際的規制の必要性が指摘されている。また、STN委員会(経済社会理事会)の政府間作業グル

ープが一九八一年に提出したSTN行動準則案に関して、STNの定義と、準則の法形式——条約又は決議——をめぐる南北の対立が明らかにされている。

第三章「DIDの独自の法源」においては、まず、国際法の主要な法源である条約と慣習法の特徴として、国際法主体間の関係の規律、時間消費性、規範の厳格性などが示されている。しかし、DIDの起草にあたっては、国際的社会経済関係の発展に対する迅速な適応性と、トランスナショナルな関係の規律に必要な柔軟性が確保されなければならない。著者は、国際組織の決議がこれらの要件を充たすことができると述べている。

I「国際組織の決議」では、その法的価値の評価に関して、次の諸要素を考慮に入れて総合的に判断されるべきであると記述されている——(1)採択の状態(コンセンサスかあるいは代表的国家を含む圧倒的多数の支持)、(2)議事録、(3)留保、(4)規範的文言、ならびに(5)実施メカニズム。また、国際組織の決議は、慣習法の構成要素である法的信念 *opinio juris* を表示するものとして、国際関係の発展に対する慣習法の漸進的適応において無視できない役割を果たしているという。その態様として、(1)慣習法の形成過程の出発点、(2)先在する慣習法の結晶化、(3)古い慣習法の廃棄、(4)慣習法の形成過程の加速という四例が提示されている。II「ソフト・ロー」は、「その名宛人に広汎な解釈の幅を与え、単に結果の義務、現状維持の義務及び交渉の義務を含むにすぎない規範」と定義されている。第一の結果の義務とは、

ソフト・ローが、原則及び目的のレベルでは規範性をもつが、その実現方法のレベルでは曖昧で、名宛人に広い手段選択の自由を与えていることを意味している。その例として、政府開発援助、行動準則、一般特惠制度が引用されている。第二の現状維持又は不作為の義務は、事態の凍結により対立の激化を避け、その間に適当な解決策を探ることを可能にする。その例として、宇宙空間と深海底に関する国連総会決議が各々引用されている。第三の交渉の義務は、第一の義務の動態性と第二の義務の静態性を調整し、また具体的事情を考慮に入れることを可能にする。交渉の義務は、合意に到達する義務を含蓄していないものの、誠実の義務（交渉の義務の主観的側面）と、妥協の衡平の義務（交渉の義務の客観的側面）を包含していることが指摘されている。

第四章「資源使用権」のI「資源に対する国家の権利のカテゴリー」では、国家の主権に基づいた権利、自由使用権、集团的権利という三つの形態が示されている。(1)国家の主権に基づいた権利は、領域（大陸棚を含む）に対する国家の主権と、排他的経済水域に対する沿岸国の主権的権利に分類されている。まず領域権原に関連して、実効性だけでなく、民族自決権に合致した国際的合法性の概念も提示されている。著者は、天然資源に対する恒久主権についても言及し、当該主権概念の形成過程を示すとともに、国有化をめぐる次の二つの問題を検討している。第一は、恒久主権が強行規範 *ius cogens* であるかどうかという問題である。著者は、恒久主権の強行規範性と不可譲渡

性を強調する立場から、リビア・トプロ事件におけるデュピュイ *R. J. Dupuy* の仲裁判断が、権利の享有レベルではその強行規範性を認めながら、権利の行使レベルではコンセッション契約による制限が可能と述べている点を批判している。第二は、国有化における補償の問題で、著者は、補償の義務が十分確立されているとする一方で、最近の補償の実例を検討した後、衡平な補償の原則が完全な補償の原則に代替しつつあると結論している。(2)公海と宇宙における自由使用権に関しては、特に、人工衛星の飛躍的増大に伴った赤道上の静止軌道の利用をめぐる問題が検討されている。(3)集团的権利は、人類の共同遺産としての深海底の資源について認められるという。著者は、アメリカなどの一方的立法と相互主義協定が、強行規範的慣習法である人類の共同遺産の原則に抵触し違法であると述べている。

II「国家資源の開発協力形態」では、開発協力取極方式と共同事業方式とが、実例を踏まえて詳しく記述されている。第五章「一次産品の価格と市場の規制」においては、一次産品問題が南北対話の中心議題であることが説明されている。I「一次産品と開発」では、一次産品の定義および一次産品の輸出所得に対する開発途上国の過度の依存性が明らかにされている。II「商品別アプローチ」では、生産国と消費国の両者が、当事国となっている国際商品協定と、石油輸出国機構OPECなどの一次産品生産国機構が詳しく検討されている。III「地域的アプローチ」では、EEC構成国とA（アフリカ）C（カリブ）

P (太平洋) 五七カ国の間で一九八〇年に締結された第二次ロメ協定が引用されている。著者は、同協定に関して、(1)輸出所得安定化制度 *Stabex*、(2)相互売買保証と価格保証(準価格インデクセーションを伴う)を組合せた砂糖に関する特別制度、(3)鉱産物援助制度 *Symin* などを詳しく紹介している。IV「包括的アプローチ」では、国連貿易開発会議が、一次産品問題の包括的解決を目的として採択した「一次産品総合計画」(一九七六年)と、その実施のための「共通基金設立協定」(一九八〇年)について検討が行われている。

第六章「通商特惠」では、幼稚産業を擁する開発途上国が、工業製品・半製品の貿易において、無差別・相互主義に基づいたガットの一般的最恵国待遇ではなく、非相互主義的な特惠 *préférence* 待遇を必要としていることが強調されている。I「一般特惠制度SGP」では、国連貿易開発会議における当該制度の定式化過程が詳しく説明されている。他方、ガットは、「貿易及び開発」と題した第四部の追加により、開発の不等等の存在と非相互主義を認めたものの、義務免除条項(第二五五項)の援用によってSGPを処理することを決定した(一九七一年)。このことは、ガットが、SGPを、ガット・ルールに対する一時的、例外的逸脱と考えていたにすぎないことを示していた。その完全な適法性が認められたのは、東京ラウンドの時(一九七九年の決定)であると言われている。しかし、著者は、SGPがガットの規制に服し、また特惠供与国にかなりの裁量

を認めていること等に照らして、SGPはまた一般的最恵国待遇制度と同等の法的地位を獲得するには至っておらず、「規範の二元性 *double des normes* の原則」を語るのは尚早であると述べている。II「特別特惠」では、前述の第二次ロメ協定、およびEECが地中海諸国と締結した諸協定における地域的特惠が紹介されるとともに、SGPと特別特惠との調和の問題が提起されている。

第七章「外国民間投資の法的地位」においては、多様なレベルで実施されている外資規制の例が説明されている。まず、普遍的レベルでは、投資紛争解決国際センターの紛争解決方式とその活動状況が示されており、また地域的レベルでは、アンデス外資規則とアラブ相互投資保証会社が引用されている。次に、近年増加しつつある二国間レベルでの投資保証協定と国内レベルでの投資法について、豊富な実例を踏まえた詳細な検討が行われている。著者は、特に、投資法における「安定化条項 *clause de stabilisation*」——投資家は、契約時に有効であった法律にのみ拘束され、将来の法改正の影響を受けないことを規定した条項——に関して、投資受入国の主権を侵害するものとして非難している。

第八章「国際的技術移転」においては、最初に、技術の定義と、「適正技術 *technologie appropriée*」の概念について説明が行われている。さらに、技術移転に関する契約、国内法ならびに地域的取極の実例が多数紹介されている。そして、国連技術

移行行動準則会議の第四会期(一九八一年)に提出された行動準則案に関して、条約の形式を望む開発途上国と、決議による指導原則の宣言で十分とする先進国との対立のシーマが示されている。著者は、開発途上諸国が、正確な義務と実施メカニズムの確立により実質レベルでの規範性を準則に保証することおよび準則採択から四年又は六年後に法形式の再検討会議を開催することを条件として、条約の形式を断念したことを明らかにしている。

第九章「開発途上国間の関係」においては、開発途上諸国が、集团的自立 *autonomie collective* (*collective self-reliance*) を通じて、先進国に対する交渉力を強化するとともに、途上国相互間における国際分業体制の構造変革を行う必要性が強調されている。I 「七七カ国グループ」では、その成立の経緯と内訳、さらにその後のグループの発展について記述されている。II 「南南協力会議」では、国連開発途上国間技術協力会議(一九七八年)と、開発途上国間経済協力会議(一九七六年)が紹介されている。III 「開発途上国間の地域的経済統合」では、EECとかコモンといった先進国の統合モデルが不適當であることが指摘されるとともに、ラテン・アメリカとアフリカにおける地域的、小地域的な統合の経験が多数示されている。著者は、その中で、特に中部アフリカ関税経済連合UDEAC、西アフリカ経済共同体CEAOならびに西アフリカ諸国共同体CDEAOを、開発途上国間の統合モデルとして高く評価している。そ

れは、以上の小地域的統合体が、連帯基金(地域協力税を財源とする)を通じて補整融資制度により、加盟国間の開発の不平等を緩和しようと試みているためである。

以上が本書の概要であるが、紹介を終えるにあたり、本書の特徴として次の二点を付記しておきたいと思う。

第一は、開発問題に対する本書のアプローチの特異性である。本書の中で一貫した著者の考え方は、前述の集团的自立理論である。この理論は、著者によれば、第三世界の連帯を通じてその脆弱な交渉力を強化することにより、現在の行き詰った南北対話を蘇生することを目的としている。

著者の立場は、一方で、開発問題に対するフランスのフロリーなどのアプローチとは異なっている。何故なら、両者の立場は南北対話を重視する点では一致しているが、著者の目から見れば、後者のアプローチは、今尚、伝統的な先進国からの援助主導の「近代化論」に依拠しているからである。両者の立場の違いは、次の点において明瞭である。フロリーは、国際開発制度の枠内で、国連開発制度における国連開発計画PNUDを重視するとともに、欧州開発制度におけるロメ協定を南北対話の現実的モデルと評価している。それに対して、著者は、PNUDについては間接的に言及するだけでむしろ開発途上国間の統合の経験とその発展の必要性を強調し、またロメ協定については、ACP諸国の従属性を維持するだけでなく第三世界の

連帯を妨げるものとして強く非難している。

著者の立場は、他方で、旧国際秩序の搾取的構造を告発し、対話よりも対決を通じた急進的変革を主張する立場とは明らかに異なる。著者と同じマグレブ諸国に所属するベジジャウ、M. Bedjaoui とかバンシーク M. Benchikh の著書は、後者の立場に近いように思われる。それに対して、著者は、まず伝統的国際法が第三世界の努力にどの程度貢献するかを客観的に検討する必要性を強調し、かかる検討を経て、集団の自立による対等な立場での南北対話を通じて新しい規則を創設するという漸進的立場をとっている。

本書の第二の特徴は、その後半部分において、資源使用権をはじめ、一次産品問題、通商特惠、外資規制及び技術移転という開発問題全般にわたり、豊富な実例を踏まえた実証的分析が行われていることである。各章の終りに付された参考文献と資料も有用である。ただ、本書の前半の理論的部分においては、発展の権利、包括交渉という新しい概念に言及しているものの、主権平等概念の変容—政治的、消極的主権から経済的、積極的主権へ、形式的平等から補整的不平等へ—とか、国家概念の再編—抽象的国家から具体的国家へ—という問題について触れられていないだけでなく、序論の「国際法の分析方法の刷新」の箇所などは重要な問題であるだけにもう少し詳しい説明が欲しいように思われる。

もっとも、この点は、引用された参考文献にあたることによ

りかなり補充可能であり、開発問題に対するユニークなアプローチと精緻な実証的分析という本書の基本的価値を減じるものではない。

- (一) M. Bannoun, Le fond des mers: de l'héritage commun à la querelle des héritiers, *Revue Française de Relations Internationales*, n° 5-6, 1975-1976, pp. 121-140; Les droits d'exploitation des ressources minérales des océans, *Revue Générale de Droit International Public*, 1980, n° 1, pp. 120-142; Les droits d'exploitation des ressources minérales des océans, in *Le nouveau droit international de la mer*, sous la direction de D. Bardonnet et M. Virally, A. Pedone, 1983; Le caractère pluridimensionnel du nouveau droit de la mer, in *Traité du nouveau droit de la mer*, sous la direction de R. J. Dupuy et D. Vignes, Economica, 1985.

- (二) H. Cassan, *Annuaire Français de Droit International*, 1982, pp. 1199-1200.

- (三) 当協定は一九八五年に更新され、第三次ローメ協定となる。  
*The Courier*, No. 89, January-February, 1985.

- (四) M. Bedjaoui, *Pour un nouvel ordre économique international*, Unesco, 1979; M. Benchikh, *Droit international du sous-développement (Nouvel ordre dans la dépendance)*, Berger-Levrault, 1983.

高島 忠義